



老齢年金受給資格期間の短縮等について

平成 28 年 11 月に改正年金機能強化法が成立し、平成 29 年 8 月 1 日から、老齢年金の受給資格期間が従来、資格期間は保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間、合算対象期間等を含めて、原則 25 年以上必要でしたが、10 年に短縮されます。

短縮の対象となる年金は、老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、寡婦年金等の老齢年金です。(合算対象期間は、資格期間にはなりますが、年金額の算定には反映されません。)

年金の支給開始年齢に達していて、基礎年金番号に登録されている受給資格期間が 10 年以上 25 年未満の方には、平成 29 年 2 月下旬から 7 月上旬にかけて、日本年金機構から年金請求手続きの案内および年金請求書が、順次送付されています。

平成 29 年 8 月 1 日時点で、資格期間が 10 年に足りない 60 歳以上の方については、国民年金に任意加入して 70 歳までに資格期間を満たせば年金を受け取ることが可能になります。

また、過去 5 年以内に国民年金保険料を納め忘れた方については、「後納制度」を申し込み、保険料を納めることができます。(平成 27 年 10 月から平成 30 年 9 月までの 3 年間限りの制度)

上記の「任意加入」「後納制度」は、保険料納付済期間として年金額にも反映します。

ところで、厚生年金・共済組合に加入している会社員や公務員の被扶養配偶者である国民年金第 3 号被保険者が、以下①から④の場合等に、国民年金の種別変更手続き(国民年金第 3 号被保険者から国民年金第 1 号被保険者への切り替え手続き)をお住まいの管轄の市区町村年金窓口で行っていなかったというケースをよく見聞きします。

①配偶者が会社を退職した ②配偶者が会社を退職し、自営業(非法人)を始めた ③(配偶者が在職中ではあるが)65 歳を超えた ④配偶者と離婚した ⑤パート収入等、自身の年収が増加して配偶者の健康保険被扶養者から外れた など

種別変更手続きが遅れても、2 年以内に手続きし保険料を納めれば保険料納付済期間になりますが、2 年を超えてしまうと保険料未納期間となり、受給資格期間にも算入されません。

この国民年金の記録上だけ国民年金第 3 号被保険者となっている期間を「不整合期間」といいますが、平成 25 年 6 月に法改正があり、不整合期間について「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」(「特定期間該当届」という。)を年金事務所に届け出ることにより、合算対象期間として受給資格期間(年金額には反映されません。)に算入できることになりました。

なお、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月 31 日までは、「特定期間該当届」手続きをした期間のうち、最大で 10 年間について特例で保険料を納付すること(特例追納)ができます。

【ご注意】

平成 25 年 7 月 1 日の施行日以後に、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として老齢給付を受給している方の場合、保険料納付の効果がない場合があるようなので、特例追納を検討する場合は、最寄りの年金事務所またはねんきん加入者ダイヤルに事前に問い合わせください。

8 月から年金受給資格が短縮されますが、現在も、年金記録に関しては、持ち主がわからない記録が 2000 万件残っているそうです。年金記録に空白期間があったり、旧姓の方や読み間違いやすいお名前の方などは、年金記録の再確認をしてみてもいいでしょうか。

(文責 Y.M)